消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について(通知)

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」 という。)の一部を改正する件を本日告示しましたので通知します(平成19年消防庁告示第3号)。

貴職におかれては、市町村の消防の広域化の推進に係る下記事項に十分御留意いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

## 1 改正内容

平成19年度から「消防広域化支援対策」を創設し、広域化対象市町村が消防の広域化に伴って必要となる経費に対してソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じることに伴い、市町村の消防の広域化を推進するための国の施策のうち、財政措置について改正を行ったこと。(基本指針一、3(5))

なお、当該財政措置の詳細については、別途通知する予定であること。

## 2 施行期日

公布の日

# ○消防庁告示第三号

 $\mathcal{O}$ 広 消 域 防 化 組 に 織 関 法 す 昭昭 Ś 基 和 本 二十二年 指 針 平 法 -成十八 律 第二百二十六号)第三十二条第 年 消 防庁告示第三十三号) 0) 項 部  $\mathcal{O}$ 規定 を次 0) に ! 基づ ように改 き、 正 市 す 町 る 村 0 消 防

平成十九年四月一日

消防庁長官 髙部 正男

# (5) 財政措置

 $\mathcal{O}$ 

3

 $\mathcal{O}$ 

(5)

を次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

うに

改

8)

る。

該 市 組 て、 < ほ 広 は 合 町 か 都 財 域 広 村 で 道 化 域 府 広 政 又 地 県に 対 化 域 方 運 は を 象 自 営 同 化 対 行 に 市 を 治 項 う広 して、 支 行 法 町  $\mathcal{O}$ 障 村 地 0 を 等 域 方 た 昭 生ず 推 が 広 和二 化 公 広 共 域 進 対 るこ 十 二 計 域 象 化 寸 消 市 体 対 画 と 年 町 象 防  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 策定に  $\mathcal{O}$ 村 組 市 法 運 営 律 な 合 町 以 計 で 第 村 1 要する経費に 広 画 下 六 ょ  $\mathcal{O}$ う、 を達 + 域 加 広 化 七 入 す 号) を 成 域 次 す 化 行 る  $\mathcal{O}$ 第二 る 対 う広 財 Ł た 象 つい 政  $\mathcal{O}$ め 市 措 域 若 百 に て 町 化 八 置 L 行 所 + 村 < を 対 う事 等」 象市 講 は 兀 要 ず 条 0) 広 業 とい 域 普 る 第 町 に 村 通 化 要す う。 交 付 を  $\mathcal{O}$ 項 行 加  $\mathcal{O}$ Ś 税 入 地 0 措 経 に す た 方 費 る 置 広 対 公 等 を t 域 共 に 7 講  $\mathcal{O}$ 化 寸 若 ず 0 対 体 る V 当 L 象  $\mathcal{O}$ 

な お れ 5  $\mathcal{O}$ 措 置 に 0 7 7 は、 市 町 村  $\mathcal{O}$ 消 防  $\mathcal{O}$ 広 域 化  $\mathcal{O}$ 状 況 を 踏 ま え、 今後、 必 要に · 応

じ

て

見直

す

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

- 1 に る。 市 0 7 町 て 12 村 所 伴  $\mathcal{O}$ 要 消 う 広 防  $\mathcal{O}$ 域 特  $\mathcal{O}$ 広 別 消 域 交 防 付 化 運 税 営 都 措 計 置 道 画 を 府  $\mathcal{O}$ 講 県 作 ず 成  $\mathcal{O}$ る 推 に 要 進 す 計 る 画 経 に 費 定 及 8 る び 臨 市 時 町 に 村 増  $\mathcal{O}$ 加 組 す 合 せ る 行 に 政 基 12 づ < 要 す t る  $\mathcal{O}$ 経 に 費 限
- 2 第 す 張 兀 る 所 年 市 号 経 又 度 町 費 は ま 村 に 指 に で  $\mathcal{O}$ 令 基 消 0 に セ づ 1 行 防 ン て き わ  $\mathcal{O}$ 所 タ 行 広 n 要 わ 域 る 0 化  $\mathcal{O}$ な 4 地 整 け  $\mathcal{O}$ ( 都 方 備 れ 12 道 財 事 ば 限 政 業 な る 府 措 県 で 6 置 あ な  $\mathcal{O}$ を 推 に 0 1 て、 講 広 伴 進 ず 域 計 1 る。 当 消 画 該 消 に 防 広 定 運 防 域 営 8) 力 化 計 る  $\mathcal{O}$ 市 後 整 画 町 五. 12 備 年 定 指 村 度  $\Diamond$ 針  $\mathcal{O}$ 以 組 5 平 内 合 れ に 成 せ た 完 消 に + 了 基 防 す 署 年 づ き る 若 消 平 防 \$ 庁 成 <  $\mathcal{O}$ に は 告 +要 出 示
- 3 債 る 措 市 置 町 を に 村 講 伴  $\mathcal{O}$ ず う 消 る。 消 防 防  $\mathcal{O}$ 庁 広 舎 域 化  $\mathcal{O}$ 整 都 備 渞 2 府 県 12 係  $\mathcal{O}$ 推 る 事 進 業 計 を 画 除 12 定 く。 め る 市 に 要 町 す 村 る  $\mathcal{O}$ 経 組 費 合 に せ 12 0 基 1 7 づ 所 < 要 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 地 方 限
- 4 方  $\mathcal{O}$ 財 た 市 8) 政 町 措  $\mathcal{O}$ 村 置 訓  $\mathcal{O}$ を 消 練 講 防 研 ず  $\mathcal{O}$ 広 る 修 施 域 設 化 12 等 伴  $\mathcal{O}$ 整 1 備 新 に • 要 改 す 築 す る る 経 費 消 に 防 0 庁 \ \ 舎と一 7 防 体 災 的 基 盤 に 整 整 備 備 す 事 業と る自 L 主 7 防 所 災 組 要  $\mathcal{O}$ 織 地 等
- (5) る 経 消 費 防 に 通 0 信 1 7 指 防 令 災 施 基 設 盤 整 消 備 防 事 救 急 業とし デ ジ 7 タ 所 ル 要 無  $\mathcal{O}$ 線 地 方 高 財 機 政 能 措 消 置 防 指 を 講 令 ず セ る。 ン タ  $\mathcal{O}$ 整 備 に 要 す

6 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、 消防防災施設等整備費

補 助金 の交付の決定に当たって、 特別の配慮をするものとする。

四の2中「(以下「組合」という。)」を削る。

五の1中「(平成十二年消防庁告示第一号)」を削る。

$\bigcirc$	
市町村の消防の広域化に関する基本指針	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一
(平成十八年消防庁告示第三十三号)	一部を改正する件新旧対照条文

傍 線 部 分 は 改

## な 事 自 2 項 主 的 な 市 町 村 0 消 防 0 広 域 化 0 推 進 に 関 す る 基 本 的

新

# 1

3 る た国 に  $\Diamond$ のお 施 け 策 る 置策 自 主 的 な 市 町 村 0 消 防 0 広 域 化 を 推 進 す

# (5)都財 政 措

る。 | 支 | を : め ば に 化 の組行 広 広 自に 域 若 域 合 条 治 0 0 行 対 化 L で た 化 第 法 1 道 う事 生 < 象 対 広 広 府 対 て すず 項昭 所 県 市 象 域 域 象 は るこ 業に 町 市 広 化 化 市  $\mathcal{O}$ 和 要 に 町 村 域 を 対 町 地 0) 対 と 要 行 象 + 等 村 化 村 方 普 L 0) す 等 う 市 公 が を  $\mathcal{O}$ 通 て る 広 な 広 行 町 加 共 年 交 経 域 لح う 寸 法 付 1 域 村 入 推 費 広 ょ 消 化 又 す 体 律 税 進 う、 等 防 う。 域 対は 第措 る  $\mathcal{O}$ 計 に 六 象 同 組 置 運 化 £ 画 次 つ 営 対 市 項  $\mathcal{O}$ 合 +を 0 象 若 講 策 7, 計 町  $\mathcal{O}$ 七 0 で て、 号) ず 財 画 対 市 村 地 L 広 定 < る 政 方 域 を し 町  $\mathcal{O}$ に 措 財達 て 村 加 公 化 第 ほ 要 は 共 置 政 成 入 広 を か す する 運 以 す 4 域 行 百 る を 当 るも 営 該 講 下 体 化 0 八 地 経 ず 広  $\mathcal{O}$ を 方

広 域 0 な لح 化 お す 0) る 状 況 れ を 5 踏  $\mathcal{O}$ 措 ま え 置 に 今 0 後 V. 7 必 は 要 に 市 応 町 じ 村 て  $\mathcal{O}$ 見 消 直 防 す  $\mathcal{O}$ 

定 う 8 市 広 る 町 域 市村 消 町の 防 村消 運 の防 営 組の 計 合広 画 せ域 に化  $\mathcal{O}$ 基 作 成 づ 都 に < 道 ŧП 要 府 す  $\mathcal{O}$ 県 る に 0 経 限推 費 る進 及 計 び 画 臨

旧

自 2 項主 的 な 市 町 村  $\mathcal{O}$ 消 防 0 広 域 化  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 す る 基 本

的

# 1 な 事

3 る た 玉 に  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ お け略 る 自 主 的 な 市 町 村 0 消 防  $\mathcal{O}$ 広 域 化 を

推

進

す

# (5)財 政 措施 置策

要 11 計化に な 7 画 対 0 都 財 を 象 1 道 市 て 府 政 達 財 所 措 町 県 政 成 に 置 運 す 村要 を 営 に る  $\mathcal{O}$ 対 講 対普 に た L ず 支 8 L 7 通 る 障 に て 交 を 行 付 推 税 進 生 う 当 ず 該 事 措 計 るこ 市 置 業 画 町 を  $\mathcal{O}$ に と 要 村 講 策 0) す が ず 定 る な る 広 に 経 域ほ 要 費 消か す ょ う、 等 防 る 運 広 経 営 域 費

正 部 分

広

域 化 後 0) 消 防 0) 円 滑 な 運 営 0) 確 保に 関 す る 基 本 的 な 兀

別時 交 付税 増 加 措 す 置 る を講 行 政 ず に る。 要 す る 経 費 に 0 1 7 所 要 0) 特

- 置 備 行 備 定 す れ た るも 事 わ に  $\Diamond$ を 指 市 消 防 け る町村 講ず 業 針 行 で わ  $\mathcal{O}$ る。 に 平 署れ れ町の あ 要 9 若ば 成 る 村 消 ŧ す て な + 0 防 L る < 5 組の  $\mathcal{O}$ な 合 経 当 年 に 広 は V 域 費 該 消 限 せ 出 に る。 に 広 化 張 広 防 域所域 庁 基 0 告 都 消 又 化 づ 11 き 平 て 後 は 防 示 に 道 伴 所 五指 第 運 府 成二 要 年 営 令 県 1  $\mathcal{O}$ 度 計 뭉 セ  $\mathcal{O}$ 以 +地 ン 画 消 推 方 内 タ に に 防 四進 財 に 定 ] 基 力 年 計 完 政 め 0) づ  $\mathcal{O}$ 度 画 措 了 整 5 き整 まに
- 4 る 災 訓 庁 基 練 舎 要|伴|定 舎 す う め 市 市 消る町防市村 لح る経 盤 町 村 整 研 費 庁 町舎 村 の消 備 修 体  $\mathcal{O}$ 消 12 事 施的 業と 0 設 防 0 防 整 整 組 等  $\mathcal{O}$ V  $\mathcal{O}$ L 備 備 広 て 合 広  $\mathcal{O}$ て 整 す 域 所 せ 域 2 要 に 所備 化 る 化 要に 自 に に 基  $\mathcal{O}$ 伴 係 づ 都  $\mathcal{O}$ 要 主 地 く も る事 地 す 防 V 方 道 方 災 債 新 る 府 業を 財 経 組 措  $\mathcal{O}$ 県 政費 置 に 織 0 改 措に 等 築 を 除限 推 す 講 < る。 置 **つ**  $\mathcal{O}$ 進 を た る ず 計 1 る 講 め て 消 画 ず防  $\mathcal{O}$ 防
- 置っ 高 機 を 1 消 講ず 能 て 防 防 消通 る災塞 防 信 指 令 盤 指 整 セ 令 備 ン 施 事 タ 設 業 ] لح 消 L 0) 防 て 整 救 備 所 急 要 に デ 要 0) ジ 地 す タ る 方 ル 財 経 無 費 線、 政 措
- る。 付 備 市 0) に 町 決 村 定 1  $\mathcal{O}$ に て 消 当 は 防 た  $\mathcal{O}$ 0 消 広 7 防 域 防 化 特 災 に 別 施 伴 0 設 う 等 消 配 慮 整 防 を 備 防 す 費 災 るも 補 施 助 設 0) 金 等 0)  $\mathcal{O}$

広 域 化 後 0) 消 防 0) 円 滑 な 運 営 0) 確 保 に 関 す んる基 本 的 な

3 2 1 事 ・報以合わ連

4 共下のれ合市構へ 「 構 る 町 成 略

村市

の町

消村

防等

の間

広の

域関

化係

は

主

に構成こ 略特成市と に市町と 意町村な を村又る 用等はが いし受 ると託そ 必い市の 要 う町場 。村 合 が あし 若広又に るとし域は一 のく化事部 意は後務事 思委の委務 疎託消託組 通市防に合 及町はよ び村、り広

五.

1 す る市  $\mathcal{O}$ 防 災 に 係 る 関 係 機 関 相 互. 間  $\mathcal{O}$ 連 携 0) 確 保 に 関

れきう て 推 特 消 消 事 町 お進性防防項村 らす上団団 、はと ずる ` 自 本  $\mathcal{O}$ 従主指地連 来的針域携 どなーにの お市 密確 り 町 2 着 保 村のし 本くの十防消お消 部も特七力防り防 との段条のの、防 消とのに整広消災 防す事基備域防活 団る情づ指化組動

対 法 行

象にう

と基と

さづい

連 をの ①そ携こ除合 のののき併 成等素消ら備め保合一消 `市防 必広町団 村施のの調の次要域村の と化に沿 消元担轄よな後一革 るの団そ 消をの第 防置他三消のとた と がき針の織を あ  $\mathcal{O}$ 緊 る市 密 場町 な 合 村

常中 構練平備か常た確場 市のか防連消にが 町実らと絡防 各一整管の 防的当区う 団なの域な 合連団内具 同絡長の体 又調を複的 は整指数方 名の策 す消が る防考 こ団え とのら に団れ よ長る るの

 $\mathcal{O}$ 消 防 لح 当 該 構 常 備 成 市 消 町 防 村 を 筡 含  $\mathcal{O}$ 8

た

区

2 1 事

広の

`と域関

五. 3 る市 報以合わ連 4 共下のれ合市構へ 「構る」町成略 有  $\mathcal{O}$ 、に構成こ以村市 防 略特成市と下 の町 に市町と「消村 災 に 意町村な組防等 係 を村又る合の間

用等はがし

ると託そい化係

。村合─」主

若広又に

必い市のうは

るとし域は一

のく化事部

意は後務事

思委の委務

疎託消託組

通市防に合

び村、り広

情众組行域

及町はよ

う町場

い一受

が あし

情 〔 組 行 域

1 す

る

関

係

機

関

相

互

間

 $\mathcal{O}$ 

連

携

 $\mathcal{O}$ 

確

保

に

関

をの二れきう ① そ携こ除合年 て推特消消事町 のののき併消お進性防防項村 、等防らす上団団 素消ら備め保合一消庁ずる、はと 、自本 、の 、市 防 告 必広町団示従主指地連 村施のの調の次要域村の第来的針域携 どな一にの `密確 消元担轄よな後一革号お市 り 町 2 着 保 、村のし 消をの第 防置他三消のとた 本くの十防消お消 部も特七力防り防 、防 との段条のの 消とのに整広消災 防 す 事 基 備 域 防 活 団る情づ指化組動 がき針の織を ` 対 法 行 あ る市平 象にう 場町成と基と 合村十さづい

連 るの団そ と 0) 緊 密 な

常中 構練平備か常た確場 市のか防連消にが 町実らと絡防 各一整管のと化に沿 防的当区う 団なの域な 合連団内具 同絡長の体 又調を複的 は整指数方 名の策 消が す る防考 団え とのら に団れ よ長る るの

0 消 寸 当 該 常 成 備 市 消 町 防 村 を 等 含  $\mathcal{O}$  $\otimes$ た

2

3 4 保応以 な署域 (をじ上常連所に 略図ての備絡へ存 る広よ消会のす こ域う防議消る と化なとの防消 が後方消開団防 必の策防催と署 要消を団等の所 で防参と あ本考の る部と連 とし絡 消つ通 防っ信 団、手 と地段 の域の 連の確 携実保 の情 確に

連と

絡の

調連

整携

担確

当 保

 $\mathcal{O}$ 

配た

置め · 0

定、

例 消

的防

2

連と 絡の 調連 整携 担確 当 保  $\mathcal{O}$ 配た 置め ` Ø 定、 例 消

的防

保応のな署域 (をじよ常連所に 略図てう備絡へ存 る広な消会のす こ域方防議消る と化策との防消 が後を消開団防 必の参防催と署 要消考団等の所

で防とと

あ本しの

る部つ連

とつ絡

消、通

防地信

団域手

との段

の実の

連情確

携に保 の以

上

確

4

関する基本 平成本基本 平成本基本 十八年七月十二日基本指針を次のように定め第一項の規定に基づき、市組織法(昭和二十二年法律庁告示第三十三号 に定める。
市町村の消防の広告、市町村の消防の広告、市町村の消防の広告、 広号) 域

化第

消防 庁 長 官 板 倉 敏 和

# 消防 の )広域 化に 関 する基本指

町

村

**の** 

# す る基本的 な事 市 町 項村 ഗ 消 防 ഗ 広 域 化 の 推 進 に

造消市 境の変化に的確 の変化に的確 は、災害や事故 があるば 確二故域に一の化 の化 に対応し、今後とも住民ーズの多様化及び大規模化、の多様化及び大規模化、

れに等、る関、

平最村消 成も合防こ 十多併のう 八かの広し 、年四月には八百十一本部にまで減少して2つた平成三年十月の九百三十六本部から、進展とも相まって、全国の消防本部の数は減化が推進されてきたところであり、市にないが、これまでも自主的な市町村にたことから、これまでも自主的な市町村 か数は、
前が数は、
前が数は、

> る。 域 化 が + -分に 進 んだとは 言 U 難 V 状 況 15

また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めてまた、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて

# 基本

次

画  $\mathcal{O}$ 

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

① 市町村の消防の広域化の基本消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、作の事項について定めている。
② 消防庁長官による推進計画の策定及び都道府県に分の地域化の理念及び定義知事の関与等知事の関与等知事の関与等知事の関与等知事の関与等知事の関与等ないとされているため、広域化によって消防事務を受けることを旨として、行わなければなら及び確立を図ることを旨として、行わなければなら及び確立を図ることを旨として、行わなければなら及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防本部のないとされているため、広域化によって消防の体制の整備に対応が、消防事務を委託することとはあってはなら、対応対応をいる。 防る村し市い部な整 で °にて町 °のら備

# な市 一町村の 消 防の広 域 化を推進

3 国における自主的な市 するための施策 11 消防広域化推進本部 ため、次のような施策を ため、次のような施策を でする。 置する。 置する。 で報及び普及啓発 が成状の必要性やメ 防市置る防広町。の 域化に 広 域 推お 化を推進 進本部 を域と する

深めるため、あらゆる機会必要性やメリットについて普及啓発 会を 捉国 民  $\mathcal{O}$ ま理

- 備事業として所要の地方財政施設等の整備に要する経費にに整備する自主防災組織等のの広域化に伴い新・改築する 政にのる 措つた消
  - 急デジタ 万要の地方に要する経費 ル 無線、
- て、特別の配慮をする防災施設等整備費補助に伴う消防防災施設等 る助等

て着課確

九計

広実題立 (1)域にでの市 化推あた町

自 主

な

市 町 村 の

消

防 ഗ 広

域

化を推進

す

を進営

- 、とするときは、 また、都道府<sub>県</sub> い、あられ か進 がじめ、関係市の進計画を定め、 巾町村の意見を又は変更しよ

- 2 (1)を進

(2)

3

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県における自主的な市町村の消防の広域該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。
以本的には、
(1) 広域化を推進するための体制の整備
(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発
(3) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために

- 等 以対応体
- 4 確 曜 関保各 係、市 間の記対す 協等る 議  $\mathcal{O}$ 積 極 訶 な推 仲

カコ なけ れ ればなら な いとさ れて るところであ

置に関する基準

府県における必要な措置推進計画に定める市

に定める市町村の組合せ

及び

1 推進計画の策定

1 推進計画の策定

1 推進計画の策定 画には、次で町村を対な域化を推り の象進区

進 に関す Ź

> 報 提 供、 相 談

進に積極的に取り組むこと。つ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の等が考えられるところであり、これらを参考にしら、広域化に関する調査研究調整等

推つ

# 四 る基本な 的化 な後 事 の 項 消 防 の 円滑な運 営 ヮ 確 保に 関 す

処の効 理消果市**広** 「等が行われることが重要である。 一院において一元的な部隊運用、出動体がを十分に発揮することができるよう、 一時の消防の広域化が行われた後に、 「**は化後の消防の体制の整備** 動体制、事なので、広域化は、広域化は、 務後の

を用いる必要がある。 を用いる必要がある。

# 方 策広 化 後の 消防の体制 の整備 のために考えられ る

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保 このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保 このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保 このように、広域化後の消防の内滑な運営の確保 であるが、そのための方策としては、 が有効である。 ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に 係る基本的なルール ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。 の整備計画を策定すること。 の整備計画を策定すること。

- (5) るよう、になり、というのようでは、 相互連絡、は時等に構成市の 情緊打 共にの 共有等に関する計画をに連携することができの長と消防長、消防署

- ること。 な 意見の 画 な意見調整を可能の長の専決対象の構成市町村間の東定すること。 能のの と明連 でするため、確化等構造格会議の の成市に成市 組町的 み村な を開催 築迅流
- 7 0 意見 を 反映できる
- (2)
- 21
- (3) 消防事務の運営に関し、住民の (3) 消防事務の運営に関し、住民の (4) 委託料に係る基本的なルー (5) 災害時等に委託市町村の長 長又は消防団長とが緊密に連 るよう、相互連絡、情報共有 るよう、相互連絡、情報共有 を定すること。 有連長し **有等に関する計画連携することがで長と消防長、消味** 画をき署
- 住 民 の 意見 を

4

防ら象事 運の市項以**推** 営事町を上**進** 「営計画において定めること。 ・事項について十分協議の上、可能な限り広域消がすけにおいては、広域化に係る協議の際にこれがを推進計画において定めるとともに、広域化対がを推進計画において定めるとともに、広域化対が上では、必要なが上では、必要はは計画及び広域消防運営計画への記載

# ഗ 確市 保に関する する事 防 災に 項 係る関 係 機 関 相 互 間 の 連

五

要である。
の消防本部と消吐を消防団との連絡会議の開催等 情防団との連ば しつつ、地域の 連絡通信手段の 携のの 傷実保 確保に

2

要体関保

域化を行うときには、 . 考えられる。 務つ 保

- 幹部 لح
- が (策本部) (東の区域) へ的に
  - 事

  - 情

報

二消 十防 四本 時部

が防実 ※必要・発情に

防ら象事 運の市項以**推** 営事でと 営計画において定めること。
「営計画において大分協議の上、可能な限りにを推進計画においては、広域化に係る協議の際にを推進計画において定めるとともに、広域上の点を踏まえ、都道府県においては、必道計画及び広域消防運営計画への記載 の際にこれ、必要は、必要 消れ対な

# 消防広域化支援対策

市町村の消防の広域化への取組を支援するため、平成19年度から「消防 広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、 ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

# 市町村分

# Ⅰ 広域消防運営計画の作成経費

○ 一圏域当たり500万円を特別交付税において措置する。

# Ⅱ 消防の広域化に伴い必要となる経費(消防広域化臨時経費)

- 〇 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化整備に要する経費

# Ⅲ 消防署所等の整備

- 1 一般単独事業
  - (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。
    - ·一般单独事業債 充当率90%
    - ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 27%)
  - (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。
    - ·一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:市町村75%(指定都市 70%)]
- 2 消防広域化対策事業(防災基盤整備事業)

消防の広域化に伴い新·改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための 訓練·研修施設等の整備を支援する。

- ・防災対策事業債 充当率75%
- ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 22.5%)

# Ⅳ 消防通信・指令施設の整備

- 〇 消防防災施設整備事業(防災基盤整備事業(特に推進すべき事業)) 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備を支援 する。
  - ・防災対策事業債 充当率90%
  - ・交付税措置 元利償還金の50%(交付税措置率 45%)

# Ⅴ その他

〇 国庫補助金の優先配分

消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の整備については、各年度の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

# 都道府県分

# Ⅰ 消防広域化推進計画の策定経費

○ 所要額(平成18年度は2,945千円)を普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。

なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業(緊急消防援助隊施設整備事業)、施設整備事業(一般財源化分)、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。